

●香川県告示第182号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指名停止等の通知) 第6条 略</p> <p><u>(指名停止措置の特例)</u> <u>第7条 指名停止中の有資格業者から、合併、分割、事業の譲渡等により、</u> <u>業務を継承した有資格業者は、当該指名停止の期間中、指名停止の措置を</u> <u>受けたものとみなす。</u></p> <p>第8条・第9条 略</p>	<p>(指名停止等の通知) 第6条 略</p> <p>第7条・第8条 略</p>

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。